

令和5年度教育委員会後援名義等使用の承認状況[第4四半期分]

報告事項第3号
令和6年第4回定例会
R6.4.9 庶務課

1. 承認期間 令和6年1月1日～令和6年3月29日
2. 件数 承認件数 16 件(新規6件) 不承認件数 3件 共催名義件数 0件

3. 分野別内訳

| | 事業の分野 | 申請件数 [第1四半期] | | | 申請件数 [第2四半期] | | | 申請件数 [第3四半期] | | | 申請件数 [第4四半期] | | | 累計 | | |
|---|--------------|-----------------|-------|------|-----------------|-------|------|-----------------|-------|------|-----------------|-------|------|------|-------|------|
| | | 承認件数 | 不承認件数 | 共催名義 | 承認件数 | 不承認件数 | 共催名義 | 承認件数 | 不承認件数 | 共催名義 | 承認件数 | 不承認件数 | 共催名義 | 承認件数 | 不承認件数 | 共催名義 |
| 1 | 学校教育の充実 | 3 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 13 | 0 | 0 |
| 2 | 青少年の心と体の健全育成 | 18 | 0 | 0 | 9 | 1 | 2 | 9 | 0 | 2 | 8 | 2 | 0 | 44 | 3 | 4 |
| 3 | 家庭教育の推進 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 4 | 芸術・文化の振興 | 11 | 0 | 0 | 14 | 0 | 1 | 5 | 1 | 1 | 4 | 1 | 0 | 34 | 2 | 2 |
| | 合計 | 32 | 0 | 0 | 28 | 1 | 3 | 15 | 2 | 3 | 16 | 3 | 0 | 91 | 6 | 6 |

4. 報告書の提出状況 (R6.3.29現在) 後援名義 事業終了し、提出済み 0 未提出のもの 16 (うち、事業終了2か月未満のもの 3、事業終了前のもの 13) 共催名義 事業終了し、提出済み 0 未提出のもの 0

*事業報告は概ね2か月程度で出されている。
事業規模の大きいものや助成金事業については、年度末に提出されることが多い。

5. 不承認理由 豊島区教育委員会後援名義使用承認事務取扱要綱第4条を満たしていないと判断したため。

令和5年度 後援名義・教育長賞等名義使用の承認状況

| No | 使用承認日 | 事業名・会場 | 申請者名（団体名） | 事業内容 | 開催期間 | 使用承認期間 | 過去3年間の実績 | 事業報告 | |
|------|-------|--------|--|--|---|-----------------------------|-----------------|------|-----|
| 青少年 | 1 | 6.1.10 | ゆうびんde自由研究・作品コンテスト2024 目白 椿ホール1階イベントスペース | 公益財団法人日本郵趣協会 理事長 山田 廉一 | 切手及び郵便消印を題材にした、小学生対象のコンクールを行う。 | 6.8.25 | 承認日～ 6.5.28 | 有 | 終了前 |
| 青少年 | 2 | 6.1.10 | ゆうびんde自由研究・作品コンテスト2024(教育長賞) 目白 椿ホール1階イベントスペース | 公益財団法人日本郵趣協会 理事長 山田 廉一 | 切手及び郵便消印を題材にした、小学生対象のコンクールを行う。 | 6.8.25 | 承認日～ 6.8.25 | 有 | 終了前 |
| 芸術文化 | 3 | 6.1.10 | ミュージカル「A COMMON BEAT」 第59回東京公演 青少年招待事業 北とびあ さくらホール | NPO法人コモンビート 理事長 安達 亮 | 市民参加型ミュージカルの観劇招待事業 | 6.2.11 | 承認日～ 6.2.11 | 無 | 未 |
| 芸術文化 | 4 | 6.2.2 | 放映50周年記念特別企画 アルプスの少女ハイジ展 東武百貨店 池袋店 8階催事場 | 株式会社東武百貨店 取締役常務執行役員営業本部長兼本店長 田中尚 | 3世代で楽しめるアルプスの少女ハイジの展覧会 | 6.3.22～ 6.4.9 | 承認日～ 6.4.9 | 無 | 終了前 |
| 青少年 | 5 | 6.2.2 | Let's make PLAY-WORK FESTIVAL!～こどものまちをつくろう ターナーギャラリーと南長崎はらっぱ公園の一部 | PLAY-WORK実行委員会 (株)ティンカリングタウン 坂田 朋江 | 子ども自身の力で「こどものまち」をつくりあげ、社会的な経験ができる場をつくる。 | 6.3.27～ 6.4.3 | 承認日～ 6.4.3 | 有 | 終了前 |
| 学校教育 | 6 | 6.2.19 | ダンス指導研修会 みらい館大明 | 一般社団法人ダンス教育振興連盟JDAC 代表理事 久岡 和也 | ダンス教育の指導者を育成することを目的とした研修会 | 6.3.24 | 承認日～ 6.3.24 | 有 | 未 |
| 青少年 | 7 | 6.2.19 | スポーツイベントの企画及び運営事業 asobiba studio(豊島区长崎2-1-4) | 特定非営利活動法人子どもスポーツ体験協会 神谷 康弘 | チアダンスの普及活動 | 6.3.28、 6.4.4、 6.4.11 | 承認日～ 6.4.11 | 無 | 終了前 |
| 学校教育 | 8 | 6.3.4 | みんなでつくる豊島の子どもたちの日本語教育 としま区民センター 会議室504 | 特定非営利活動法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク 栗林 知絵子 | 豊島区の日本語教育のこれからについてをテーマとした意見交換 | 6.3.18 | 承認日～ 6.3.18 | 無 | 未 |
| 青少年 | 9 | 6.3.12 | ワークショップコレクション ゲームプログラミング・おこづかい編 サンシャインシティ | みらいの学びフェスティバル製作委員会 福田 紘也 | プログラミング教育や金融教育に関するワークショップとセミナー | 6.5.25 | 承認日～ 6.5.25 | 無 | 終了前 |
| 青少年 | 10 | 6.3.13 | 第56・57回施設開放校対抗硬式テニス団体戦 豊島区立三芳グラウンド・テニスコート | 施設開放校対抗硬式テニス大会団体戦実行委員会 犬飼 遊一郎 | 各開放校の硬式テニスの交流戦を行う | 6.5.19 6.9.15 | 承認日～ 6.10.13 | 有 | 終了前 |

令和5年度 後援名義・教育長賞等名義使用の承認状況

| | | | | | | | | | |
|------|----|--------|--|----------------------------------|-----------------------|--|----------------|---|-----|
| 学校教育 | 11 | 6.3.13 | 新しい学校選びフェア 東京交通会館、東京国際フォーラム等 | NPO法人高校生進学支援の会 理事長 西山 篤史 | 進路選択に向けた合同高校説明会 | 6.6.1～ 7.2.15 | 承認日～ 7.2.15 | 無 | 終了前 |
| 学校教育 | 12 | 6.3.13 | 令和6年度文部科学省後援硬筆・毛筆書写技能検定試験 品川エトワール女子高等学校、日本書道専門学校 他 | 一般財団法人日本書写技能検定協会 理事長 平形 精一 | 書写技能審査基準に準拠した検定試験 | 6.6.16 6.11.10 7.2.9 | 承認日～ 7.2.9 | 有 | 終了前 |
| 芸術文化 | 13 | 6.3.29 | 2024年第52回夏休み児童・青少年演劇フェスティバル こくみん共済coopホール/スペース・ゼロ | 日本児童・青少年演劇団協同組合 代表理事 長田 明子 | 子供たちを対象とした演劇プログラム | 6.7.20～ 6.7.29 | 承認日～ 6.7.29 | 有 | 終了前 |
| 青少年 | 14 | 6.3.29 | 第5回リビエラSDGs作品・マンガ大賞 リビエラ逗子マリーナ特設会場 | 特定非営利活動法人リビエラ未来創りプロジェクト 小林 華子 | SDGsの作品・マンガに関するコンクール | 応募締切 6.10.31 展覧会・ 授与式 7.3.1～ 7.3.16 | 承認日～ 7.3.16 | 有 | 終了前 |
| 青少年 | 15 | 6.3.29 | 第5回リビエラSDGs作品・マンガ大賞(教育長賞) リビエラ逗子マリーナ特設会場 | 特定非営利活動法人リビエラ未来創りプロジェクト 小林 華子 | SDGsの作品・マンガに関するコンクール | 7.3.9 | 承認日～ 7.3.16 | 有 | 終了前 |
| 芸術文化 | 16 | 6.3.29 | 絵本deオペラ アリとキリギリス(イソップ物語より) codomomo con としま区民センター 小ホール | るーぼ 松居 美樹 | 0歳から入場可能な未就学児向けのコンサート | 6.6.1 | 承認日～ 6.6.1 | 有 | 終了前 |

令和5年度 後援名義使用の不承認状況

| No | 不承認日 | 事業名・会場 | 申請者名(団体名) | 事業内容 | 開催期間 | 過去3年間の実績 | |
|------|------|--------|--|----------------------------|------------------------|-------------------|---|
| 青少年 | 1 | 6.2.5 | コードアドベンチャー池袋東長崎校 コードアドベンチャー池袋東長崎校 | コードアドベンチャー池袋東長崎校 柿澤 智香子 | 小学生対象のマイクラプログラミング無料体験会 | 6.3.20、 6.3.31 | 無 |
| 芸術文化 | 2 | 6.3.12 | タクティカートオーケストラ特別演奏会 藤重佳久×タクティカートウインドオーケストラ 東京芸術劇場コンサートホール | 株式会社タクティカート 稲垣 悠一郎 | オーケストラの演奏会 | 6.6.6 | 無 |
| 青少年 | 3 | 6.3.12 | こどもの想い出作り隊 おこさま撮影会(1/2成人式) キッズフォトスタジオチョコ | 株式会社ごじょいる 代表取締役 齋藤秀市 | 子供を対象とした撮影会 | 6.3.28、 6.3.29 | 無 |

豊島区教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱

昭和48年7月1日
教育長 決 裁

改正 昭和61年8月23日
改正 平成17年3月31日
改正 平成22年3月31日
改正 平成29年4月 1日
改正 令和 6年3月31日

(目的)

第1条 この要綱は、豊島区教育委員会（以下、「教育委員会」という。）の名義使用の事務取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の種類)

第2条 名義の使用承認の種類は、次のとおりとする。

- (1) 後援 教育委員会が、教育委員会以外の事業者（以下、「主催者」という。）の行う事業に、外部的に支援又は協力すること。
- (2) 協賛 教育委員会が、主催者の行う事業に、賛同の意を表すること。
- (3) 共催 教育委員会が、主催者の一員として当該事業に参画すること。

(使用承認の名義)

第3条 後援、協賛及び共催（以下「後援等」という。）において使用を承認する名義は、「豊島区教育委員会」とする。

(承認基準)

第4条 名義の承認基準は、次に定めるところによるものとする。

(1) 主催者は次に掲げるいずれかに該当するものであること。ただし、政治的、宗教的活動を目的とする団体を除く。

- ①国及び地方公共団体
- ②学校及び学校の連合体
- ③公益法人及びこれに準ずる団体
- ④区内で活動実績のある公共的団体、学術研究機関
- ⑤区内に事務所または営業所を有し、区内での活動実績がある会社・団体
- ⑥その他前各号に準ずる団体で、過去の活動実績にかんがみ、教育長が特に認めるもの

(2) 主催者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- ①代表者の存在が明確であること。
- ②規約、定款、会則又はこれに類するものを有していること。
- ③組織構成が明確で事務局となるものがあり、事業を遂行できる責任能力を有していること。
- ④過去3年間、第8条に規定する付帯事項に反していないこと及び第9条に規定する承認の取消しを受けていないこと。

(3) 事業内容は次に掲げる事項にすべて該当するものであること。

- ①事業目的が、明らかに教育、学術及び文化の向上又は普及に寄与するもので、公益性のあるもの。ただし、教育及び学術に関するものについては、参加対象者が主に豊島区内の幼稚園・小中学校の園児・児童生徒、その保護者及び教職員であること。
- ②政治的、宗教的な目的及び活動を有しないものであること。
- ③事業活動及び目的が、営利、活動資金づくり又は団体の規模の拡大のためでないこと。
- ④専ら当該団体の構成員の会議、研修、親睦等のために行われるものでないこと。
- ⑤第1号⑤の団体にあつては、社会貢献活動等のために行われるものであること。

- ⑥公序良俗に反するものでないこと。
- ⑦教育委員会の教育行政の運営に関する一般方針に反しないものであること。
- ⑧講習会等にあつては、その講師が事業内容に真に適当な人であること。また、参加者を幅広く募集するものであること。
- ⑨開催及び開設の場所は、原則として豊島区内とし、公衆衛生及び防火・防災等の安全対策に係る十分な設備と措置が講じられていること。
- ⑩主催者が参加者から入場料、出品料、参加料等の経費を徴収する場合には、事業に要する必要最小限の金額であること。

(申請手続)

第5条 名義の使用承認を受けようとする主催者（以下「申請者」という。）は、豊島区教育委員会後援名義等使用承認申請書（別記第一号様式）（以下、「承認申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、原則として承認を得ようとする事業開始日の一か月前までに提出しなくてはならない。

- (1) 主催者の存在及び基礎を明らかにする書類（団体の規約等）
- (2) 団体役員及び事業関係者の住所等を明らかにする書類（役員名簿等）
- (3) 事業の目的及びその計画を明らかにする書類（事業計画書、予算書等）
- (4) 会場の安全性を証する書類（区内の公共施設を使用する場合は除く）
- (5) その他、参考となる資料

2 前項第1号及び第2号に掲げる書類は、次に該当するときは提出を省略することができる。

- (1) 申請者が社会的に広く知られている団体の場合
- (2) 同一の申請者が同年度内に新たに名義使用の承認申請を行うとき、前回承認時に提出した添付書類と内容に変更がない場合

(承認・不承認決定)

第6条 教育委員会は、承認申請書の提出があつた場合、第4条で規定する承認基準に基づき承認の可否を決定し、その結果を豊島区教育委員会後援名義等使用承認通知書（第二号様式）（以下、「承認通知書」という。）又は豊島区教育委員会後援名義等使用不承認通知書（別記第三号様式）により、申請者に通知するものとする。

(使用承認期間)

第7条 名義の使用期間は、承認日から当該事業終了日までとし、長期にわたるものは6か月を限度とする。ただし、作品の募集に相当期間を必要とする等、事業の性質上やむを得ない場合は、この限りでない。

(付帯事項)

第8条 名義の使用を承認する場合は、次の各号に掲げる事項を承認通知書に付し申請者に通知するものとする。

- (1) 名義の使用承認後、事業計画に変更があつた場合は、直ちに届け出ること。
- (2) 印刷物に名義を使用する場合は、事前に原稿を提出すること。
- (3) 事業終了後は、その結果について、特別な事由がある場合を除き2か月以内に豊島区教育委員会後援名義等使用事業終了報告書（別記第四号様式）を提出すること。
- (4) 事業に要する経費は、原則として主催者の負担とすること。ただし、共催にあつて区が経費や事務の分担をする場合は、その分担範囲を明確にすること。
- (5) 第9条に規定する名義の使用承認の取り消しに関すること。

(承認の取消し)

第9条 教育委員会は、申請者が虚偽その他不正な手段により名義の使用承認を受けたとき、あるいは不正に利用したとき、又は名義の使用にふさわしくない行為が判明したときはその承認を取り消すことができる。

(決定区分及び所管課)

第10条 教育委員会の名義使用承認に係る決定区分は、豊島区教育委員会事務局事案の決定等に関する規程

(平成17年豊島区教育委員会訓令甲第9号)に基づき行うものとする。

- 2 名義の使用承認に関する事務の所管は、後援名義の使用承認については庶務課、協賛名義及び共催名義の使用承認については教育委員会事務局各課とし、関係課に協議するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和48年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和61年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

- 2 既に名義の使用承認を受けたもので施行日以降に実施される事業については、この要綱により要綱により承認したものとみなす。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

- 2 既に名義の使用承認を受けたもので施行日以降に実施される事業については、改正後の本要綱により承認したものとみなす。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

- 2 既に名義の使用承認を受けたもので施行日以降に実施される事業については、改正後の本要綱により承認したものとみなす。

(第一号様式 第5条関係 承認申請書)

豊島区教育委員会後援名義等使用承認申請書

年 月 日

豊 島 区 教 育 長 あて

申請者 団体名
(主催者) 代表者
住 所
〔連絡担当者
連絡先 (電話番号)〕

下記の事業を実施するにあたり、豊島区教育委員会後援名義等の使用承認を得たいので申請いたします。

記

1. 名 義 の 種 類 後援 ・ 協賛 ・ 共催
2. 事 業 名
3. 事 業 の 目 的
4. 日 時 (期 間)
5. 会 場
6. 対象及びその人数
7. 参加費 (入場料)
8. 他の後援・協賛・共催団体
(予定含む)
9. 後援・協賛・共催の内容
(1) 名義使用のみ
(2) そ の 他 ()
10. 過去の名義使用の有無 有 (年 ～ 年 連続・非連続) ・ 無

添付書類

- (1) 事業計画書または実施概要 (2) 事業予算書 (3) 主催者の規約、会則等
- (4) 主催者の主な構成員 (役員) ・ 事業関係者名簿 (住所等記載のあるもの)
- (5) 会場の安全性を証する書類 (区内の公共施設を使用する場合は除く)
- (6) その他 (パンフレット等)

豊教庶発第 号
年 月 日

様

豊島区教育委員会
教育長

豊島区教育委員会後援名義等の使用承認について

下記の事業について、豊島区教育委員会後援名義等の使用を承認したので通知いたします。

記

1. 事業名

2. 名義の種類 後援 ・ 協賛 ・ 共催

3. 承認の期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4. 承認に際しての付帯事項

- (1) 事業計画に変更があった場合には、直ちに届け出てください。
- (2) 印刷物に名義を使用する場合には、事前に原稿を提出してください。
- (3) 事業終了後、2か月以内に事業終了報告書（別記第四号様式）を提出してください。正当な理由なく提出が遅れたときは、次回以降の名義使用を不承認とする場合があります。
- (4) 豊島区教育委員会は、この事業に対して原則として経費の負担はいたしません。
- (5) 申請者が虚偽その他不正な手段により名義の使用承認を受けたとき、あるいは不正に利用したとき、又は名義の使用にふさわしくない行為が判明したときはその承認を取り消す場合があります。

(第三号様式 第6条関係 不承認通知書)

豊教庶発第 号
年 月 日

様

豊島区教育委員会
教 育 長

豊島区教育委員会後援名義等の使用不承認について

下記の事業について、豊島区教育委員会後援名義等の使用を不承認としたので通知いたします。

記

1. 対象の事業

- (1) 事業名
- (2) 開催日時
- (3) 会 場

2. 名義の種類

後援 ・ 協賛 ・ 共催

3. 不承認の理由

(第四号様式 第8条関係 事業終了報告書)

年 月 日

豊島区教育委員会あて

申請者 団体名
代表者
住 所
連絡先

豊島区教育委員会後援名義等使用事業終了報告書

年 月 日付 豊教庶発第 号により豊島区教育委員会から名義使用の承認を受けた事業が終了したので、報告いたします。

記

1. 事業名

2. 名義の種類 後援 ・ 協賛 ・ 共催

3. 実施期日 年 月 日 ～ 年 月 日

4. 会 場

5. 参加人員 名

6. 事業内容

7. 決算書 別紙のとおり

8. 添付書類 パンフレット等

豊島区教育委員会教育長賞等名義使用承認事務取扱要綱

平成29年4月1日
教 育 長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、豊島区教育委員会教育長賞等の名義使用の事務取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用承認の種類)

第2条 名義の使用承認の種類は、次のとおりとする。

- (1) 教育長賞 豊島区教育委員（以下、「教育委員会」という。）が申請者の行う事業への賛意を示し、賞状等の名称として使用を承認する。
- (2) 教育長杯 教育委員会が申請者の行う事業への賛意を示し、カップ等の名称として使用を承認する。

(使用承認の名義)

第3条 教育長賞及び教育長杯（以下、「教育長賞等」という。）において使用承認する名義は、「豊島区教育委員会教育長」とする。ただし、特に必要があると認められるときは、「豊島区教育委員会」とすることができる。

(承認基準)

第4条 名義の使用承認は、「豊島区教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱」（昭和48年7月1日教育長決定）に基づき、当該年度において豊島区教育委員会の「後援」、「協賛」又は「共催」のいずれかの名義使用の承認を受けて実施する事業に限る。

(申請手続)

第5条 申請者は、豊島区教育委員会教育長賞等名義使用承認申請書（別記第一号様式）（以下、「承認申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、原則として承認を得ようとする事業開始日の一か月前までに提出しなくてはならない。

- (1) 教育長賞にあつては、賞状等の原稿
- (2) 教育長杯にあつては、プレート等の原稿

(承認・不承認の決定)

第6条 教育委員会は、承認申請書の提出があつた場合、第4条に規定する承認基準に基づき承認の可否を決定し、その結果を豊島区教育委員会教育長賞等名義使用承認通知書（別記第二号様式）（以下、「承認通知書」という。）又は豊島区教育委員会教育長賞等名義使用不承認通知書（別記第三号様式）により、申請者に通知するものとする。

(使用承認期間)

第7条 名義の使用期間は、承認日から当該事業終了日までとし、長期にわたるものは6か月を限度とする。ただし、作品の募集に相当期間を必要とする等、事業の性質上やむを得ない場合は、この限りでない。

(付帯事項)

第8条 名義の使用を承認する場合は、次の各号に掲げる事項を承認通知書に付し申請者に通知するものとする。

- (1) 名義の使用承認後、申請内容に変更があつた場合は、直ちに届け出ること。

- (2) 事業終了後は、その結果について、特別な事由がある場合を除き2か月以内に豊島区教育委員会教育長賞等名義使用事業終了報告書（第四号様式）を提出すること。
- (3) 第9条に規定する名義の使用承認の取り消しに関すること。

(承認の取消し)

第9条 申請者が虚偽その他不正な手段により名義の使用承認を受けたとき、あるいは不正に利用したとき、又は名義の使用にふさわしくない行為が判明したときはその承認を取り消すことができる。

(決定区分及び所管課)

第10条 名義の使用承認に係る決定区分は、豊島区教育委員会事務局事案の決定等に関する規程（平成17年豊島区教育委員会訓令甲第9号）に基づき行うものとする。

2 名義の使用承認に関する事務の所管は、教育委員会が後援する事業に係る名義の使用承認については庶務課、教育委員会が協賛及び共催する事業に係る名義の使用承認については教育委員会事務局各課とし、関係課に協議するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

(第一号様式 第5条関係 承認申請書)

豊島区教育委員会教育長賞等使用承認申請書

年 月 日

豊島区教育長 あて

申請者 団体名
(主催者) 代表者
住 所
連絡担当者
連絡先 (電話番号)

下記の事業を実施するにあたり、豊島区教育委員会教育長賞等の名義使用の承認を得たいので申請いたします。

記

1. 事 業 名

2. 名 義 の 種 類 教育長賞 ・ 教育長杯

3. 使 用 名 義 豊島区教育委員会教育長 ・ 豊島区教育委員会

4. 数 量 賞 状 枚
カップ (プレート) 個
その他 ()

5. 過去名義使用の有無 有 (年 ～ 年 連続・非連続) ・ 無

添付書類

- (1) 教育長賞にあつては、賞状等の原稿
- (2) 教育長杯にあつては、プレート等の原稿

(第二号様式 第6条関係 承認通知書)

豊教庶発第 号
年 月 日

様

豊島区教育委員会
教育長

豊島区教育委員会教育長賞等名義使用の承認について

下記の事業について、豊島区教育委員会教育長賞等の名義使用を承認したので通知いたします。

記

1. 事業名

2. 名義の種類

教育長賞 ・ 教育長杯

3. 使用名義

豊島区教育委員会教育長 ・ 豊島区教育委員会

4. 承認の期間

年 月 日 ～ 年 月 日

5. 承認に際しての付帯事項

- (1) 事業計画に変更があった場合には、直ちに届け出てください。
- (2) 事業終了後、2か月以内に事業終了報告書（別記第四号様式）を提出してください。正当な理由なく由なく提出が遅れたときは、次回以降の名義使用を不承認とする場合があります。
- (3) 申請者が虚偽その他不正な手段により名義使用の承認を受けたとき、あるいは不正に利用したとき、又は名義の使用にふさわしくない行為が判明したときにはその承認を取り消す場合があります。

(第三号様式 第6条関係 不承認通知書)

豊教庶発第 号
年 月 日

様

豊島区教育委員会
教育長

豊島区教育委員会教育長賞等名義等使用の不承認について

下記の事業について、豊島区教育委員会教育長賞の名義使用を不承認としたので通知いたします。

記

1. 対象の事業

- (1) 事業名
- (2) 開催日時
- (3) 会場

2. 名義の種類

教育長賞 ・ 教育長杯

3. 不承認の理由

(第四号様式 第8条関係 事業終了報告書)

年 月 日

豊島区教育委員会あて

申請者 団体名
(主催者) 代表者
住 所
連絡担当者
連絡先 (電話番号)

豊島区教育委員会教育長賞等使用事業終了報告書

年 月 日付 豊教庶発第 号により豊島区教育委員会から名義使用の承認を受けた事業が終了したので、報告いたします。

記

1. 事業名
2. 名義の種類 教育長賞 ・ 教育長杯
3. 使用名義 豊島区教育委員会教育長 ・ 豊島区教育委員会
4. 数量 賞状 枚
カップ (プレート) 個
その他 ()